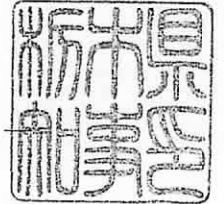




廃対第265号
平成27年3月9日

塩谷町医師会・歯科医師会一同 様

栃木県知事 福田 富



栃木県指定廃棄物最終処分場候補地選定に関する質問書について（回答）

早春の候、塩谷町医師会・歯科医師会の皆様におかれましては、日頃から、県政の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、指定廃棄物の問題につきましては、御心労をおかけしております。

さて、平成27年1月30日付けいただきました標題の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

本県の指定廃棄物は、約170箇所分散して一時保管されており、これまでにないような自然災害が頻発している状況であり、また保管している農家や事業者の精神的負担も考えますと保管の長期化は好ましくありません。

また、福島県は「国の責任において放射性物質汚染対処特措法及び基本方針に基づき処理すべき」との考えであることを再確認しておりますし、安倍総理大臣、望月環境大臣ともに国会答弁において「県内処理の基本方針は見直さない」と明言しておりますので、苦渋の選択ではありますが、国が全責任を持って県内に処分場を設置し、安全に処理することが、現実的な解決策であると考えております。

茨城県では、1月28日に開催された市町村長会議で、「現地保管を継続すべき」「県内1箇所集約処理すべき」といった意見があり、まずは現在一時保管している14市町により方向性を協議し、その後、市町村長会議で処理方針について議論することになったと聞いております。

一方、本県では、県内1箇所に処分場を設置することは、過去4回にわたる市町村長会議で議論してきたところであり、尊重されるべきであると考えております。

指定廃棄物処分場の設置について、地元の皆様の疑問や不安があることは承知しております。まずは国の説明を聞いていただき、直接、疑問や不安を伝えていただければと考えております。

県といたしましては、今後とも、指定廃棄物の一日も早い安全な処理に向け、地元の皆様へのわかりやすい丁寧な説明や国民向けの啓発活動をしっかりと行うよう、引き続き、国に強く要請して参ります。

併せて、現在、県では「栃木県指定廃棄物処分等有識者会議」を活用して、国の詳細調査候補地選定プロセスが決められた手法に則り適切に行われたのか、検証を進めているところであり、また、地元の皆様の疑問や不安についても、委員の助言をいただきながら丁寧に対応させていただく考えでありますので、皆様の疑問や不安などをお寄せいただければと思います。

今後とも、県政の推進につきまして、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

一.

知事は、西荒川に沿って直線距離で 300m もある岸边（蛇行している川なので実際は 350 m 以上はある）に、さらに絶滅危惧種がいるような自然度の高い環境を、大きく破壊することなしに、処分場建設ができるとお考えでしょうか？

川への汚染は、施設自体が「コンクリート二重構造」であるので「汚染されたものは外に出ない構造」として環境省が答えているのですが、頑丈に作れば作るほど、自然は破壊されると私共は考えております。

（回答）

国は、生活環境影響調査及び動植物調査を行い、処理施設が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査・予測・評価を行い、周辺環境に配慮した施設設置とするなど必要な対策を検討することとしています。

自然度の高い環境を大きく破壊するのではないかと、また、頑丈な施設を造るほど自然は破壊されるのではないかとといった御意見がございましたので、国に伝えますとともに、適切な対応がなされるよう要請して参ります。

二.

環境省の回答（塩谷町の第 2 回目の質問 6 に対して）によると、寺島入は自然災害を考慮すべき地域でもないし、特に自然環境を保護する地域でもないとし、「詳細調査」を行う目的は「事業実施の観点から施工が可能なことを確認するために行うものです」としています。つまり、絶滅危惧種がいようが、水が湧こうが、川の岸边であろうが、詳細調査には関係がないということです。「調査の結果寺島入りは処分場に不適である」とする選択肢はなく、工事が安全に行われるようにするための詳細な調査に外なりません。

知事はこのことをご存知の上で、塩谷町に詳細調査を受け入れるよう要請するのでしょうか。

（回答）

詳細調査候補地は、既存の文献・データから選定されたものですが、候補地の東部には河川が隣接し、地下水に影響が出るのではないかと不安・懸念をお持ちであることも存じております。

したがって、現地のボーリング調査等で地盤・地質の状況を確認しながら、処理施設が本当に建設できるのか科学的見地から調査することは、建設の是非に関わらず必要なことだと考えております。

詳細調査の内容につきまして、国は説明の機会を設けていただきたいと塩谷町へ要望しています。まずは詳細調査に関する国の説明を聞いていただき、直接、不安や懸念を伝えていただければと考えております。

三.

先の衆議院選挙での塩谷町の投票結果はご承知の事と思います。塩谷町の民意は明らかです。「処分場を造る」と言われれば、選挙で時の政権に反対の意思表示をするのは当然だという冷静な受け止め方もできるでしょう。しかし、昨年10月、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会は白紙撤回を求める署名を173,573人も集め、環境省に提出したことをいかがお考えでしょうか。私共は単に反対の署名をお願いしたわけではありません。高原山麓や、寺島入の自然を訴えたからこそ、塩谷町以外の人たちからも、県内さらに県外の人たちからも署名を頂けたのです。選挙結果もさることながら、署名が塩谷町住民の10倍をはるかに超えたことに対して、知事のお考えをお願いします。

(回答)

全国から173,573人もの署名が集まったことは重く受け止めており、県として適切に対応して参ります。

四.

高原山麓には豊かな自然があります。その一角に最終処分場が建設されようとしています。知事が視察をされたおり、大滝や大滝風景林をご覧になったと報道されています。このような自然に対する知事のお考えをお聞かせください。

(回答)

塩谷町をはじめ県内には、豊かな自然が残されており、これを次世代に引き継いでいくことは重要な責務であると考えております。

五.

昨年 11 月 9 日の市町村長会議で「放射線量は減衰するので、ある時点で掘り返して現状復帰」することを知事にご提案なさいましたが、この提案が「誤解を解く鍵」になると、記者会見でお話になったと仄聞しております。そこで、お聞きします。誤解とは、どういう誤解なのでしょう。先に述べたように二重構造のコンクリートの巨大な施設そのものが環境破壊になると、塩谷町医師会・歯科医師会一同は考えているのです。

また、知事は昨年 11 月 1 日に栃木県医師会・栃木県郡市医師会・大学医師会が「美しい自然と清らかな水を守るしおや宣言」を全会一致で承認したことをも「医師会は誤解している」とおっしゃったと思いますが、これも何をどう誤解しているのかお教えてください。

(回答)

県へ寄せられた指定廃棄物に関する御意見の中には、福島県で保管されている指定廃棄物を本県で処理すると誤解されているものや、原子力施設から発生する使用済み核燃料等の放射性廃棄物と混同しているものなどがありました。

また、私が申し上げたのは、「塩谷町長の『指定廃棄物は福島第一原発周辺に集約すべき』との提案についての報道や、県医師会と県郡市・大学医師会が連名で指定廃棄物の処分場建設に断固反対する『美しい自然と清らかな水を守るしおや宣言』を採択したとの報道があった。これら報道の中には、例えば、指定廃棄物と地下 300 メートルで処分するような放射性廃棄物の処理を混同していると見受けられるものもあるなど誤解もあるのではないかと感じている。」といったことであります。